

八敬法の歴史性に関する考察

世 燈 (金 仁 淑)

1. 問題の所在

仏教の女性観を論じる場合、主に取り上げられるのは、変成男子説や女人五障説や八敬法であるが、これらは仏教本来の思想ではないとの見方が学界の主流を成している。確かに変成男子説は原始経典には現れないものであり、女人五障説は原始経典の一部にのみ現れるものである。しかし八敬法の場合は、律蔵や阿含などの初期の仏典に数多くその記録が残っている。平川彰博士も述べておられるように、現存の阿含や律蔵が聖典として固定したのは、仏陀の滅後かなりの年代を経てからではあるが、何らかの意味で仏説を含んでいる¹⁾というのが、学界の通説である。しかし八敬法は常に仏説であることが否定されている。

八敬法は、女性の出家の条件として定められた、女性出家者が男性出家者に対して守るべき尊敬法で、男性だけだった教団に女性が入ることによって予想される問題を防ぐために制定されたものである。それゆえ八敬法は、仏陀の女性観の現れであり、仏教の女性観の歴史の始まりとも言える。八敬法が仏説であることの否定は、八敬法が仏教の女性観であることの否定でもある。初期仏典に数多く残されている八敬法を非仏説とするならば、仏説として認められるのはどのぐらい残るのであろう。大乘非仏説の登場とともに仏教界では、神格化されていた仏陀を人間的側面から理解しようとし、様々な研究がなされた。しかしながら女性観においては、仏陀の人間的側面を認めようとならないのが現状である。

この論文は、八敬法が仏説であり、八敬法制定が歴史的事実である可能性が高いことと、それが仏教の女性観になっていることを明らかにするを目的とする。方法としては、まず八敬法の現存資料の種類と性格を検討し、次にその資料に従って、八敬法制定をめぐる諸般の事情や八敬法の条項別内容を比較してその原形を推定する。そして最後に八敬法の歴史的事実性を追究したいと考える。

2. 八敬法の資料

管見の限り，八敬法が記述されている資料には次の17種がある。

(1) パーリ文献

- ① Vinaya-piṭaka, Vol. I, p. 52, 『南伝大蔵経』 卷2, 律蔵2, pp. 83-84
- ② Vinaya-piṭaka, Vol. II, pp. 253-283, 『南伝大蔵経』 卷4, 律蔵4, pp. 378-425
- ③ Aṅguttara-nikāya, Vol. IV, pp. 274-279, 『南伝大蔵経』 卷21, 増支部経典5, pp. 194-202

(2) 漢訳文献

- ① 『四分律』 卷48 (T. 22, pp. 922c-927c)
- ② 『五分律』 卷29 (T. 22, pp. 185b-190b)
- ③ 『摩訶僧祇律』 卷30 (T. 22, pp. 471a-476b)
- ④ 『十誦律』 卷47 (T. 22, p. 345b-c)
- ⑤ 『根本説一切有部毘那耶雜事』 卷29-30 (T. 24, pp. 350b-352b)
- ⑥ 『根本説一切有部百一羯磨』 卷2 (T. 24, p. 464b-c)
- ⑦ 『根本薩婆多部律攝』 卷10 (T. 24, p. 582a)
- ⑧ 『律二十二明了論』 (T. 24, p. 670c)
- ⑨ 『毘尼母經』 卷1 (T. 24, p. 803a-b)
- ⑩ 『大愛道比丘尼經』 卷上 (T. 24, pp. 945b-950a)
- ⑪ 『中阿含經』 卷28, 116經 (T. 1, pp. 605a-607b)
- ⑫ 『仏説瞿曇弥記果經』 (T. 1, pp. 856a-858a)
- ⑬ 『中本起經』 卷下 (T. 4, pp. 158a-159b)

(3) チベット訳文献

- ① Ḥdul-ba phran-tshegs-kyi gshi, Vinaya-kṣudraka-vastu (『影印北京版西藏大蔵経』 卷44, pp. 161-162)

以上の資料を仏典の性格別に分類すると，律部，阿含部，本縁部に分けられる。律部の資料としては，パーリ律，漢訳五大広律，チベット訳有部律などの律蔵と，『明了論』，『毘尼母經』，『大愛道比丘尼經』などの律典がある。阿含部経典の中では，『増支部経典』，『中阿含經』，『瞿曇弥記果經』に，本縁部の中では『中本起經』に八敬法が含まれている。このように八敬法の資料は，原始仏典の

律蔵や阿舎にその大半が含まれている。

「経蔵より律蔵の方が比較的良好に保存されてきた」²⁾といわれるが、それは、「律蔵は僧伽の組織や規則を明かすことが目的であるから、律蔵伝持者の個人の創意や判断によって、規則を改変したり、組織の説明を変更して、伝持することは簡単にできるものではない」³⁾からであろう。そのうえ律蔵は異本の数が多いため、内容の比較によって古い要素を取り出すことができる。八敬法は現存の全ての律蔵にその記録が残っているから、比較による原形の推定が可能となる。

律蔵と比べて阿舎は、「異本の数が少ないうえに、実際の比較を行う場合、後世の改変増広のため合致しない部分が多い」⁴⁾といわれる。しかし八敬法の資料としての阿舎は、異本もあり内容上の合致点も見える。Āṅguttara-nikāya（『増支部経典』）と『中阿舎経』の八敬法は、順序や細部の内容においては異なる点があるが、概ねにおいては合致し、比較研究に有効である。『中本起経』の場合は、仏伝としての誇張や修飾が含まれており、文学性に富んでいるので、そこから事実性を取り出すことは不可能である。しかし八敬法においては、律蔵や阿舎との比較によって、改変増広の部分を切り放すことができるので比較の対象になる。

『大愛道比丘尼経』については、平川博士は、律蔵の説とは合致しない点が多いため、部派仏教の律の文献とは見がたく、また律としては異系統の経典である⁵⁾と見ておられる。八敬法の内容においても、他律とは顕著に異なる。しかし『中本起経』の内容とほぼ合致する。『中本起経』とは同系統のものか、一方が他方の影響を受けた可能性が窺われる。

『明了論』と『毘尼母経』は、広律を解釈した戒論である。簡略ではあるが、八敬法の記述がある。『毘尼母経』には八敬法制定の事情だけが、『明了論』には八敬法の条項だけが記述されている。

資料のうち、漢訳の『毘那耶雜事』、『百一羯磨』、『律撰』やチベット訳の Vinaya-kṣudraka-vastu（『毘那耶雜事』）は、全て根本説一切有部の律であり、八敬法の内容においても何らの矛盾もないので、以下漢訳の『毘那耶雜事』だけを取り上げることにする。パーリ文献の三種の八敬法の資料もパーリ上座部所属のもので、全く同じ内容であるため、以下 Vinaya-piṭaka だけを取り上げる。『瞿曇弥記果経』と『中阿舎経』も同じ原本からの訳出である⁶⁾ので、内容の違いがない限り、以下『中阿舎経』だけを取り上げる。

3. 八敬法制定をめぐる諸般の事情

1) 内容の比較

『十誦律』、『僧祇律』、『明了論』には八敬法制定をめぐる諸般の事情の記述が欠けており、『毘尼母經』にはこの記述のみがある。『パーリ律』、『四分律』、『五分律』、『有部律』、『毘尼母經』、『中阿含經』、『中本起經』、『大愛道比丘尼經』⁷⁾の8種の資料から、八敬法制定をめぐる諸般の事情の内容を比較する。

(1) 瞿曇弥の発心

仏陀が釈氏国迦維羅衛城尼拘律園におられる時、仏陀の養母である摩訶波闍波提瞿曇弥は仏陀の所に詣り、出家の許可を懇請するが、仏陀は許されない。

瞿曇弥の出家を求めた場所と出家への発心に関する記事においては、全資料矛盾なく合致する。しかし許さない理由は定かでない。『パーリ律』、『中本起經』、『大愛道比丘尼經』には単に「楽しまない」⁸⁾と、『毘尼母經』には「許すを欲しない」⁹⁾となっている。『五分律』、『有部律』、『中阿含經』には、在家で精進することを勧めている。なかでも『有部律』では、白衣を着て精進するように、『五分律』と『中阿含經』では、髪を剃り、袈裟を着ることまでは許している。¹⁰⁾『四分律』では仏法が、『大愛道比丘尼經』では清淨梵行が久しくない¹¹⁾ことを不許の理由としている。確かな不許の理由はつかめないが、仏陀が女性の出家を好まなかったことだけは事実のようである。

(2) 瞿曇弥の再発心

瞿曇弥の再度の出家の懇請は、阿難の手助けを得て、辛うじて許される。

この記録は全資料矛盾なく合致するが、出家が許された場所は資料によって異なる。『パーリ律』には毘舍離城大林重閣、『四分律』、『五分律』、『毘尼母經』には舍衛国祇洹精舎、『有部律』には劫比羅城往販葦、『大愛道比丘尼經』には那和県、『中阿含經』には那摩提尼精舎、『中本起經』には那私県となっている。現存資料では、瞿曇弥の出家が許された場所の決定はできないが、瞿曇弥の出家がここで始めて許されたことは全資料一致する記事である。

(3) 阿難の代弁

阿難が代わりに瞿曇弥の出家の許可を申し出た時も、仏陀は許そうとしない。すると阿難は、瞿曇弥の仏陀を養育した恩恵を思い出させ、また女性も出家して修行すれば四沙門果を得られるかを聞く。仏陀は得られると答え、やむを得ず瞿

曇弥の出家を許される。

『毘尼母経』を除いた諸資料に養育恩¹²⁾の、また全資料に四沙門果¹³⁾の記述がある。資料によって養育恩と四沙門果の記述の順は異なる。『有部律』、『中阿含経』、『中本起経』、『大愛道比丘尼経』では、瞿曇弥が最初に出家の許可を求めに行った時にも、四沙門果の記述が見える。ここでは、瞿曇弥は「女人も修行すれば、四沙門果を得られるから、仏法において出家するを許して下さい¹⁴⁾」と言い、女性も修行すれば最高の位を得られることを女性出家の正当性の根拠として提示している。阿難との対話の時にも、仏陀は最初は瞿曇弥の出家を許そうとしないが、その理由として『有部律』と『毘尼母経』では正法が、『中阿含経』、『中本起経』、『大愛道比丘尼経』では清浄梵行が、『瞿曇弥記果経』では梵行者が久しくない¹⁵⁾ことを挙げている。正法、清浄梵行、梵行者という語から教団の墮落が予想されたことが分かる。

（4） 八敬法の制定

仏陀は八敬法を制定し、瞿曇弥の出家は八敬法を守ることを前提として許される。阿難は仏陀から聞いた八敬法の内容を瞿曇弥に伝える。瞿曇弥は喜んでそれを頂戴する。

この記述は全資料矛盾なく合致する。ただし、八敬法制定の目的を現す比喻は様々である。『パーリ律』には、八敬法を制定することを、大池には予め堤を設けて水の氾濫を防ぐことに¹⁶⁾譬えている。また『四分律』には、大水においては安全な橋で渡ることに¹⁷⁾、『毘尼母経』には、水を渡るために橋や船を造ることに¹⁸⁾、『中本起経』や『大愛道比丘尼経』¹⁹⁾には、水を防ぐために堤を設けることにそれぞれ譬えている。『中阿含経』や『有部律』²⁰⁾にも類似した譬えが見える。いずれも八敬法の制定が教団内で起こり得る問題を未然に防止するためであることを現している。

（5） 瞿曇弥の受具足戒

瞿曇弥が八敬法を受持することを瞿曇弥の受具足戒とする。

『中本起経』と『大愛道比丘尼経』を除く諸資料に記載されている。『毘尼母経』では、比丘尼の五種受具²¹⁾の解説の中で、瞿曇弥の八敬法を受持するを師法受具と名付けると言っている。『中本起経』と『大愛道比丘尼経』では、「八敬法を受持するものには、沙門になるを許す」とし、瞿曇弥は後で大戒（『中本起経』の場合）、または十戒（『大愛道比丘尼経』の場合）²²⁾を受けることになっている。

(6) 瞿曇弥の異議提起

瞿曇弥は、八敬法のうち、「受戒して百歳になる比丘尼でも、本日受戒した比丘に敬意を払うこと」という一条項に対して異議を提起する。

これは『四分律』、『毘尼母経』、『大愛道比丘尼経』を除いた資料²³⁾に記載されている。『五分律』には、八敬法を受けた時点で、その中の一条項に異議があると言っているが、他の資料では比丘尼教団が大きくなってからのことになっている。異議提起の主体は、『パーリ律』と『五分律』では瞿曇弥、『有部律』では諸上座苾芻尼、『中阿含経』と『中本起経』では瞿曇弥及び長老比丘尼たちになっている。異議の内容は、『パーリ律』では「長幼に従って」(yathāvuddham)、『五分律』、『有部律』、『中阿含経』では、「(出家の年月の) 大小に従って」敬意を払うことである。『中本起経』では、瞿曇弥が仏陀に、「長老比丘尼たちは久しく梵行を修めて、すでに真理を悟っているのに、どうして本日受戒した幼少の比丘に敬意を払うでしょうか²⁴⁾」と言っている。彼女たちの異議は黙殺されるが、その理由としては、『五分律』、『有部律』、『中阿含経』、『中本起経』では正法減少説²⁵⁾が挙げられている。『パーリ律』の場合は、仏陀は阿難から彼女たちの異議を聞いて、「邪説の法を守護する外道たちさえ女人に敬意を払わないのに、どうして如来が女人に敬意を払うだろうか²⁶⁾」と答えたと記録している。仏教が当時のインドの風習をそのまま受け入れた可能性が窺われる。

(7) 正法減少説

仏陀は、女性の出家を許すことによって、正法の存続期間が減少することを予言する。

『五分律』、『有部律』、『中本起経』、『中阿含経』²⁷⁾では瞿曇弥たちの異議に対する不許理由として説かれ、「千年住すべき正法が、五百年になる」と言う。『パーリ律』、『四分律』、『毘尼母経』²⁸⁾では瞿曇弥の出家を許した後の嘆息の語になっている。『パーリ律』では「千年存続する正法が数百年になる」と、『四分律』では「仏法は久しく五百歳住す」と、『毘尼母経』では、「五百世の正法が減る」と言う。『大愛道比丘尼経』では、瞿曇弥の二度目の出家の懇請の時、許そうとしない理由として「仏法地の清浄梵行が久しく住しない」²⁹⁾ことが述べられている。後者の四経の場合は、必ずしも千年が五百年になるとはしないが、前者の四経と同様に、正法の存続期間が減少することを言っている。正法減少説は全資料合致する記事である。この説には、仏陀が、比丘の清浄梵行の欠如と、それによる正

法の存続期間の減少に、懸念を示したことがよく現れている。

(8) 女人五障説

女性には、天帝釈、魔天王、梵天王、転輪聖王、仏になれない五障があるという説である。正法が減少する原因は、女性に五障があるためであると言う。

『五分律』、『中阿含経』、『中本起経』³⁰⁾にのみ現れる。女性も修行すれば最高の位を得られるという説と、女性は仏になれないという説が同時に説かれているのは矛盾である。女人五障説が後世の挿入である可能性が窺われる。

各資料における八敬法制定をめぐる諸般の事情の記載有無を表で示すと次のようである。

〈八敬法制定をめぐる諸般事情の対照表〉

	パーリ律	四分	五分	有部	毘尼母	中阿含	中本起	大愛道
瞿曇弥の発心①②	○	○	○	○	○	○	○	○
阿難の代弁	○	○	○	○	○	○	○	○
女人の得四沙門果	○	○	○	○	○	○	○	○
八敬法の制定	○	○	○	○	○	○	○	○
瞿曇弥の受具足戒	○	○	○	○	○	×	×	×
瞿曇弥の異議提起	○	×	○	○	×	○	○	×
正法減少説	○	○	○	○	○	○	○	○
女人五障説	×	×	○	×	×	○	○	×

表に現れているように、全資料共通の記事は、瞿曇弥の発心と再発心、阿難の代弁、女人の得四沙門果、八敬法の制定、正法減少説である。瞿曇弥の受具足戒と異議提起の記事は五種の、女人五障説は三種の資料にのみ現れる。詳細の内容においては資料ごとに出入りがあるが、全体の流れにおいては全資料一致する。

以上の考察から、八敬法制定の諸般の事情が明らかになった。それにより、仏陀が女性の出家を好まなかったことと、その理由は比丘の梵行の欠如と正法の存続期間の減少であることが分かった。仏陀は、女性にも男性と同様に最高の位を得られる機会を与えるよりは、男性出家者の梵行の欠如と正法の存続期間の減少を憂慮したのである。

2) 原形の推定

諸資料から抽出した八敬法制定をめぐる諸般の事情の共通の記事は、

瞿曇弥の最初の出家への懇願は、許可されず挫折する。瞿曇弥の二度目の出家への懇願は、阿難の手助けを得、八敬法を守ることを前提として許される。仏陀は女性も修行すれば四沙門果を得られるとはいうものの、女性の出家を許すことによって正法の存続期間が減少すると予言する。

というものである。これは現存資料に現れている共通の最小限の記事であって、これをもって筆者は、八敬法制定をめぐる諸般の事情の原形であると考えたい。少なくともこの記述は、歴史的事実であると認められるだろう。しかし、全ての資料に共通する記述でないからといって、事実でないとは断定することはできない。比丘尼の具足戒がまだ存在しない時だったため、比丘尼に果せられた最初の規定である八敬法を瞿曇弥の具足戒とするのは、十分考えられることである。大きくなった比丘尼教団の長老比丘尼たちが、年少の比丘たちに敬意を払わなければならないことに不満を持ち、それに対して異議を提起することも、十分あり得ることである。女人五障説が後世の作成であるとしても、男性に対する女性の絶対服従を要求する八敬法の内容から考えると、このような説が生まれるのも無理ではない。

以上の考察から、八敬法の制定が、歴史的事実である可能性が高いことが明らかになった。それほど女性の出家を許すことを躊躇し、女性の出家に懸念を示した仏陀が、何の条件もなしに女性の出家を許したはずはない。八敬法は、女性の出家の条件として、また教団の墮落の予防策として制定されたものである。

4. 八敬法の条項別内容

八敬法は資料によって名称が異なる。八敬法と命名するのは『僧祇律』、『十誦律』、『毘尼母經』のみである。『パーリ律』は *Atthagaru-dhamma*、『四分律』は八尺形寿不可過法、『五分律』は八可越法、『有部律』は八尊敬法、『明了論』は八尊法、『中阿含經』は八尊師法、『中本起經』と『大愛道比丘尼經』は八敬之法と称する。

条項別内容を比較する資料においては、「八敬法制定をめぐる諸般の事情」で使用された資料のうち、八敬法の内容の記述が省かれている『毘尼母經』を除き、八敬法の内容のみ記述されている『十誦律』、『僧祇律』、『明了論』³¹⁾を加えた10

種の資料を使用する。

1) 条項別内容の比較

八敬法は八つの条項から成っているが、内容が重複する条項もある。また全資料に共通する条項もあれば、一部の資料にのみ現れる条項もある。それらを性格別に分類すると、比丘と比丘尼の関係を現す条項や、行事、比丘に対する言論、住居、その他に関する条項に分けられる。比較方法としては、各条項の内容を現す主要用語の対照表に拠って、全資料共通の記事を取り出し、そこから八敬法の原形になるものを抽出する。

(1) 比丘と比丘尼の関係を規定する条項

『パーリ律』によれば、「具足戒を受けて百歳になる比丘尼でも、本日具足戒を受けた比丘に敬礼，起立，合掌，恭敬すべきである。この法を尊敬，尊重，奉事，崇拜して寿命が終わるまで犯してはいけない。」³²⁾とある。下線の部分に対応する各資料の内容を表に示せば次のようである。

四分律	百歳	新受戒
五分律	受戒百歳	〃
僧祇律	百臘	〃
十誦律	百歳	新受具戒
有部律	受近円已経百歳	〃 近円
明了論	百夏	是日受具足戒
中阿含	受具足雖至百歳	始受具足
中本起	百歳持戒	新受大戒
大愛道	〃 大戒	〃

用語や表現の違いがあるだけで、全く同じ内容である。全資料矛盾なく合致する。

(2) 行事に関する条項

行事に関する規定には四条項あるが、『中本起経』と『大愛道比丘尼経』を除いては、二部衆あるいは比丘衆に従って行うことになっている。

① 半月ごとの教誡

『パーリ律』によれば、「比丘尼は半月ごとに比丘衆に、布薩を問うことと教誡を受けることの二法を請うべきである。この法を……犯してはいけない。」³³⁾とある。下線の部分に対応する各資料の内容は、

四分律	半月	僧	乞教授
五分律	〃	比丘衆	乞教誡人
僧祇律	〃	〃 所	求教誡
十誦律	〃	〃 僧	受八敬法
有部律	半月半月	苾芻	求請教授
明了論	〃	比丘僧処	受八尊法教
中阿含	〃 ごと	比丘	受教
中本起	〃 以上	比丘持大戒	礼事之
大愛道	〃	〃	〃

である。行事の内容は、『パーリ律』では、戒經の誦誦を聞いて罪過を懺悔することである布薩と、教誡の二法を挙げている。『十誦律』や『明了論』では、八敬法を受けることに、『五分律』では教誡人を請うことになっている。いずれも半月ごとに比丘衆に従って教誡を受けることには違いない。しかし、『中本起經』と『大愛道比丘尼經』の場合は、「比丘が戒を受持すれば、比丘尼は半月以上、礼をもって彼に事えるべきである」³⁴⁾とあり、他の資料とは異なる内容である。

② 半月間の摩那埵

犯せば教団から追放される波羅夷罪の次の重罪で、犯せば僧としての生命は残る罪である僧残罪の出罪法に関する規定である。僧残罪を犯せば、別住して衆僧のために苦役に服する懺悔法の摩那埵が課せられる。比丘は六日間であるが、比丘尼は半月間である。『パーリ律』によれば、「比丘尼は尊法を犯せば、両衆において半月摩那埵を行うべきである。この法を……犯してはいけない。」³⁵⁾とある下線の部分に対応する各資料の内容は、

四分律	僧残罪	二部僧中	半月摩那埵
五分律	麤惡罪	〃	〃

僧祇律	十九僧伽婆尸沙	//	半月摩那埵
十誦律	僧殘罪	二部僧	//
有部律	衆教法	二衆中	// 摩那輶
明了論	随一尊法	二部僧	// 摩捺多法
中阿含	僧伽婆尸沙	两部僧中	十五日行不慢
中本起	(自未得道)犯戒律	衆中	半月首過自悔
大愛道	(//)法律之戒	衆僧中	// 自首過懺悔

である。『中本起経』と『大愛道比丘尼経』を除いては、諸資料に共通する内容である。二経の場合は、「比丘尼は、また得道する前から、もし法律の戒を犯せば、半月間衆僧中に行き、自ら罪過をつけ懺悔すべきである」³⁶⁾となっている。

③ 安居最後の日の自恣

安居の最後の日に、見、聞き、疑ったことについて罪過を指摘し、懺悔する行事の自恣に関する規定である。『パーリ律』によれば、「比丘尼は雨安居を終えれば、両衆に於て見、聞き、疑った三つの点において自恣を行うべきである。この法を……犯してはいけない。」³⁷⁾とある。下線の部分に対応する各資料の内容は、

四分律	安居竟	比丘僧	求三事自恣見聞疑
五分律	自恣時	// 衆	請 // 見聞疑罪
僧祇律	安居竟	二衆中	(若見聞疑罪) 受自恣
十誦律	//	二部僧中	自恣求見聞疑罪
有部律	夏安居已	二衆中	以三事見聞疑罪作随意事
明了論	安居竟	比丘僧	// …問難如法受僧正教
中阿含	夏坐訖	两部衆中	請三事見聞疑罪
中本起	三月止一処	—	所聞所見当自省察
大愛道	//	//	//

である。『中本起経』と『大愛道比丘尼経』を除いては、諸資料に共通する内容である。二経の場合は、「三カ月間一処に止まり、自らあるいは互いに考えたずね、見、聞きしたことを、自ら省察すべきである」³⁸⁾とある。

④ 受具足戒

比丘尼の受具足戒に関する規定で、『パーリ律』によれば、「式叉摩那は二年間六法において訓練を習得すれば、両衆において見足戒を請うべきである。この法を……犯してはいけない。」³⁹⁾とある。下線の部分に対応する各資料の内容は、

四分律	式叉摩那	比丘衆	大戒
五分律	〃	二部僧中	具足戒
僧祇衆	(〃)	〃 衆中	具足
十誦律	比丘尼	比丘僧	大戒
有部律	(諸苾芻尼)	苾芻	近円
明了論	比丘尼	比丘僧	具足戒
中阿含	〃	比丘	具足
中本起	女人比丘尼	比丘持大戒	正法
大愛道	母人 〃	〃	〃

である。『パーリ律』、『四分律』、『五分律』、『僧祇律』では式叉摩那になっているが、その他の資料では比丘尼となっている。式叉摩那とは、具足戒を受ける前の沙弥尼として18才から20才までの二年間、特に不姪、不殺、不妄語、不飲酒、不非時食の六法を行うものをいう。原則としては、具足戒を受けることによって始めて比丘尼になるのであるから、この場合は、式叉摩那の方が前後意味に符合する。『中本起経』と『大愛道比丘尼経』を除いては、諸資料に共通する内容である。二経の場合は、「比丘が大戒を受持すれば、比丘尼は彼に従って正法を受けるべきである」⁴⁰⁾とある。

(3) 言論に関する条項

比丘尼の比丘に対する言論の自由を閉ざす規定だが、二つの項目に分けられている。

① 比丘に対する誹謗の禁止

『パーリ律』には、「比丘尼は如何なる理由によっても比丘を罵り謗ってはいけない。この法を……犯してはいけない。」⁴¹⁾とある。

② 比丘にに対する言論の自由の剝奪

『パーリ律』には、「今日以後、比丘尼の比丘における言路を閉ざし、比丘の比

丘尼における言路を閉ざさない。この法を……犯してはいけない。」⁴²⁾とある。

条項①と②に対応する各資料の内容は、

資料	条項	②	
	主体	比丘尼	比丘
四分律	不応罵詈，呵責，誹謗比丘	不応呵比丘	応呵比丘尼
五分律	不得罵比丘	不得拳比丘罪	得呵比丘尼
僧祇律	×	不得比丘実罪非実罪	得比丘尼実罪
十誦律	×	// 説比丘見聞疑罪	×
有部律	不得罵詈瞋恚呵責比丘	不応詰責比丘	応為詰責比丘尼
明了論	不得惡罵毀謗比丘	不得問難比丘及比丘学	×
中阿含	×	// 説比丘所犯	得比丘尼所犯
中本起	×	// 訟問比丘僧事	訟問比丘尼
大愛道	×	//	//

である。①と②の二つの条項に分けられている資料は、『パーリ律』、『四分律』、『五分律』、『有部律』、『明了論』であり、②の条項のみである資料は、『僧祇律』、『十誦律』、『中阿含經』、『中本起經』、『大愛道比丘尼經』である。同じ内容を二つにする必要があったのだろうか。最初に一つだったのが後に二つになった可能性が考えられる。②の比丘に対する言論の自由を剝奪する条項は、上記の比丘と比丘尼の関係を規定する条項とともに、全資料矛盾なく合致する条項である。

(4) 住居に関する条項

① 安居の場所

『パーリ律』には、「比丘尼は比丘のいない住居で安居してはいけない。この法を……犯してはいけない。」⁴³⁾とある。『中本起經』と『大愛道比丘尼經』を除いては、諸資料に共通する内容である。

② 同居の禁止

『中本起經』と『大愛道比丘尼經』には、「比丘と比丘尼は共に住居することはできない」⁴⁴⁾とあり、安居とは関係のない規定になっている。

比丘の居所から離れていると、二部衆に従って行うことになっている半月教誡

や半月摩那埵や自恣などの行事ができないため①の規定が設けられたろうが、ここでも、二経は他資料と異なる内容である。

(5) その他の条項

比丘に対する言論の自由を閉ざす条項が一つになっている資料に現れる条項で、次の二条項がある。

① 「もし比丘が許せば、比丘尼は比丘に経、律、論を問うことができる。」⁴⁵⁾

② 「比丘の先に食事や寝具を受けてはいけない。」⁴⁶⁾

①は『十誦律』、『中阿含経』、『中本起経』、『大愛道比丘尼経』に、②は『僧祇律』にのみ現れる条項である。

以上の考察から、『中本起経』と『大愛道比丘尼経』は、他資料とは系統の異なる経典であることが窺われる。他資料の「二部衆」あるいは「比丘衆」が、二経では「比丘」個人か「(比丘尼の)衆僧」になっている。また摩那埵や自恣などの懺悔の時には、自ら行うことになっている。住居の規定においても、他資料とは全く異なる内容で、比丘衆あるいは二部衆とは関係のない記述である。このような点から二経は、比丘衆から遠く離れた場所に居住している比丘尼衆を対象に説かれた可能性があると思われる。

二経を除いては、全体の内容においてはほぼ合致する。しかし、全資料矛盾なく合致する条項は、比丘と比丘尼の関係を規定する条項と、比丘尼の比丘に対する言論の自由を閉ざす条項のみである。両方とも比丘尼の比丘に対する絶対服従の規定である。

八敬法の条項は、資料によって重複するものもあれば、資料独自のものもある。それぞれ順序も異なる。順序と条項数などを表に示せば次のようである。

〈順序と項目数の対照表〉

資料	パーリ律	四分律	五分律	僧祇律	十誦律	有部律	明了論	中阿含経	中本起経	大愛道比丘尼
名称	Atthagarudhamma	八尺形 寿不可 過法	八不可 越法	八敬法	八敬法	八尊 敬法	八尊法	八尊 師法	八敬 之法	八敬 之法
内容										
百歳比丘尼	1	1	8	1	1	6	2	8	8	8
無比丘住处	2	7	2	7	4	3	7	3	×	×

半月教誡	3	6	1	6	6	2	3	2	2	2
半月摩那埵	5	5	7	5	3	7	4	7	7	7
三事自恣	4	8	3	8	5	8	8	4	4	4
受具足戒	6	4	4	2	2	1	1	1	1	1
誹謗比丘	7.8	2.3	5.6	3	8	4.5	5.6	6	5	5
問経律論	×	×	×	×	7	×	×	5	6	6
不得並居	×	×	×	×	×	×	×	×	3	3
不先受食	×	×	×	4	×	×	×	×	×	×
(総条項数)	(7)	(7)	(7)	(8)	(8)	(7)	(7)	(8)	(8)	(8)

重複する条項を一つにした場合、条項数が七つになる資料が五種を占める。これは八敬法の条項数が最初から八つであったかを疑わしめるものである。

2) 原形の推定

すでに述べたように、八敬法において、全資料矛盾なく合致する条項は、「受戒して百歳になる比丘尼でも、本日受戒した比丘に敬意を払うべきである」と、「比丘尼の比丘における言路を閉ざし、比丘尼における言路を閉ざさない」の二条項のみである。最初は、この二条項だけが要求されたかも知れない。しかし、他の資料と異系統である可能性の高い『中本起経』と『大愛道比丘尼経』を除き、重複の条項を一つにすれば、共通の条項は七つが数えられる。七つの条項を要約すれば、

- ① 受戒して百歳になる比丘尼でも、本日受戒した比丘に敬意を払うこと。
- ② 半月ごとに比丘衆に教誡を受けること。
- ③ 僧残罪を犯せば、二部衆において、半月間摩那埵を行うこと。
- ④ 安居の最後の日に、二部衆において、自恣を行うこと。
- ⑤ 二部衆に従って具足戒を受けること。
- ⑥ 比丘のいない所では安居しないこと。
- ⑦ 比丘に対する言路を閉ざす。

となる。しかしこれは、あくまでも現存資料の共通の記事であって、この七つの条項も最初から存在したとは限らない。この中で行事に関する条項である②③④

⑤を一つにして、さらに要約すれば、

- 一、受戒して百歳になる比丘尼でも、本日受戒した比丘に敬意を払うこと。
- 一、全ての行事は比丘衆に従って行うこと。
- 一、比丘のいない所では安居しないこと。
- 一、比丘に対する言路を閉ざす。

の四つの条項になる。少なくともこれらの3, 4の条項は、最初から制定されたものであり、これが八敬法の原形であると推定される。このような点から、最初から八つの全ての条項は整っていなかったにしても、比丘尼の比丘に対する尊敬法は存在し、その制定は歴史的事実であったと考えられる。平川博士も「少なくとも比丘尼を作る最初に、かかる規則のすべてが作られたとは見難い」⁴⁷⁾との見方を示されたが、いずれにせよ、全く根拠のないところから八敬法が生まれたはずはない。何らかの形で比丘尼の比丘に対する服従の規定があったことは疑いの余地がないことである。

長崎亮寛氏は、平川博士の「これが歴史的事実であるか否かは疑わしいが」⁴⁸⁾という説を受け続いで、次のように述べている。

文献資料を見る限り第四、五、六条件中の両教団云々、第六条件の式叉摩那云々と言ふ記述等を見る時、後に作られたものではないかと推考されるからである。即ち、Mahāpajāpati が出家具足を許可された時点ではまだ比丘尼教団と呼ばれるものは存在していなかったであろうし、加えて、式叉摩那も在存していなかったと考えられる。⁴⁹⁾

しかし、これは説得力のない主張であると思われる。なぜなら、経典に現れている用語の全てが最初から存在したとは限らないからである。まず存在があり、その名称は後に作られるというのは、全ての存在と名称にあてはまることであろう。つまり、瞿曇弥の出家の時点ではまだ存在していなかった両教団や式叉摩那が、瞿曇弥の出家後始めて存在することになり、またその名称は比丘尼教団が整った後で作られたと考えられる。そして経典編纂の時には、それらはすでに機能している用語であり、それがそのまま瞿曇弥の出家当時に遡及され使用されたと考えられる。八敬法の場合も同様に、たとえ名称は後に作られたとしても、そのもとなるものも後に作られたとは限らない。また平川博士は、

比丘尼律の中に、八敬法の若干が条文化されているが、その因縁談には八敬法について何にも言っていない。八敬法を知らないようであるので八敬法がまとめられたのは、尼律のまとまった後であろうかと考えられる。もし八敬法が最初から固定しておれば、それがばらばらに尼律の中にはめこまれたのはおかしいであろう。⁵⁰⁾

と述べておられる。しかし、比丘尼律ができた後で八敬法がまとめられる方がむしろ不自然であると思われる。なぜなら、比丘尼律では懺悔だけで出罪できる軽罪 (pāyattika, 波逸提) の戒条であるのに、それを抜粋して出家の大前提である八敬法の条項とするはずはないからである。かりに「全ての行事は比丘衆に従って行うこと」という条項が最初にあったとすれば、それにあてはまる内容として、尼律の中から半月教誡や半月摩那埵や自恣などの戒条を抜粋した可能性は考えられるが。

以上の考察から、八敬法のもとになる比丘尼の比丘に対する尊敬法の制定は、歴史的事実であることが明らかになったと思う。八敬法は仏教の女性観の歴史の始まりであり、仏教の女性観の根底には八敬法の思想が根深く潜在していると思われる。

5. おわりに

八敬法の資料による限り、仏陀の本来の思想は、男女ともに修行すれば最高の位を得られるという平等思想であった。しかし仏陀は、女性を教団に受け入れる際に、自らの平等思想を守るよりは、一方の他方に対する絶対服従の差別の規則を作る方を選んだ。それは教団の墮落を予防するためであった。しかし、果たしてそのような差別法によって比丘の梵行は守られたのだろうか。答えは決して肯定的なものではない。上下主従関係の差別法は、一方に優越感を助長し、他方に対する勝手次第の行動を可能にするからである。

仏陀の八敬法制定は、仏陀最大の過ちであった。八敬法制定によって仏陀の平等思想は完全なものでなくなるからである。八敬法制定以来、仏教は女人五障説や変成男子説など極端な差別思想を生み出し、仏教史を貫いて男性中心社会を築いて来たのである。

おまけに現代の仏教者たちは、ひたすら仏教の差別的側面を認めようとならない。「女性の出家に対する仏陀の躊躇や懸念は、多数の弟子たちを率いる指導者としては、まったく当然のことであって、ブッダの女性差別を示すものと解釈すべきではない」⁵¹⁾と述べる仏教者がおられる。ブッダの躊躇や懸念が当然であるから、八敬法の内容が差別の意味にならないというのは、男性の立場での自己弁解に過ぎない。また多くの仏教者が、仏教の差別的要素は旧来の伝統の産物であると主張する⁵²⁾が、旧来の伝統の産物であるからと言って、その差別観が正当化

されるわけではないだろう。また八敬法の記述は、当時あるいは後世の比丘たちが自分の都合に合わせて作り上げたとの見方を示す仏教者⁵³⁾もおられる。しかし仏陀時代には、そのようなことはあり得ないことであろう。そして仏滅後は、仏陀の教えは仏陀と同様に尊重され、弟子たちは一句一節も損傷せずに伝承しようと努めたに違いない。年月の経つにつれて、増広や変容はあったにしても、經典伝承者が自分の都合に合わせて勝手に作り上げることは、決して容易にできることではないはずである。

2500年の年月を経た今日も八敬法の残滓は存在しており、八敬法の思想は生きている。現に厳然と存在しているものを隠蔽しようとするのは真の仏教者の態度ではない。どういう背景から生まれたにせよ、仏教思想の中には差別的要素が含まれていることを、まず認めるべきである。認めないうちには改善の余地がないからである。

注記

- 1) 平川彰『律蔵の研究』p. 5, 山喜房, 1960年
- 2) 前田恵学『原始仏教聖典の成立史研究』p. 10, 山喜房, 1964年
- 3) 平川彰, 前掲書, p. 51
- 4) 平川彰, 前掲書, p. 49
- 5) 平川彰, 前掲書, pp. 273-274
- 6) 赤沼智善『漢巴四部四阿含互照録』p. 16, p. 326, 『仏書解説大辞典』第二巻 p. 352参照。
- 7) Vinayapiṭaka Vol. II, pp. 253-255, 『四分律』巻48, 大正22, pp. 922c-923a, 『五分律』巻29, 大正22, p. 185a-b, 『有部律』巻29, 大正24, p. 350b-c, 『毘尼母經』巻1, 大正24, p. 803a-b, 『中阿含經』巻28, 大正1, pp. 605a-606a, 『中本起經』巻下, 大正4, p. 158a-c, 『大愛道比丘尼經』巻上, 大正24, pp. 945b-946b
- 8) Vinayapiṭaka, Vol. II, p. 253 “alaṃ Gotamī mā te rucchi mātuḡāmassa tathāgatappavedite dhammavinaye agārasmā anagāriyaṃ pabbajjā’ ti.” 『中本起經』巻下, 大正4, p. 158a 「無樂以女人入我法律服法衣者。」, 『大愛道比丘尼經』巻上, 大正24, p. 945c 「無樂以母人入我法律中服我法衣者。」
- 9) 『毘尼母經』巻1, 大正24, p. 803a 「吾不欲聽女人出家。」
- 10) 『有部律』巻29, 大正24, p. 350b 「汝応在家著白衣服。修者梵行純一円満清浄無染。」 『五分律』巻29, 大正22, p. 185b 「諸女人輩自依於仏。在家剃頭著袈裟衣。」, 『中阿含經』巻28, 大正1, p. 605a 「汝莫是念。女人於此正法律中。至信捨家無家学道。瞿曇弥。如是

汝剃除頭髮著袈裟衣尺其形壽淨修梵行。」

- 11) 『四分律』卷48, 大正22, p. 922c 「若女人於佛法中出家為道。令佛法不久。」、『大愛道比丘尼經』卷上, 大正24, p. 946a 「必令佛法地清淨梵行不得久住也。」
- 12) Vinayaṭṭaka, Vol. II, pp. 254-255 “bahūpakārā bhante Mahāpajāpatī Gotamī bhagavato mātucchā āpādikā posikā khirassa dāyikā bhagavantam janettiyā kālāṃkatāya thaññaṃ pāyesi:”, 『四分律』卷48, 大正22, p. 923a 「阿難白佛言。摩訶波闍波提。於佛有大恩。佛母命過。乳養世尊長大。」、『五分律』卷29, 大正22, p. 185c 「阿難復白佛言。佛生少日母便命終。瞿曇彌乳養世尊至于長大。」、『有部律』 「是大世主於世尊處誠有大恩。佛母命終乳養至大。」、『中阿含經』卷28, 大正1, p. 605c 「世尊母亡後。瞿曇彌大愛鞠養世尊。」、『中本起經』卷下 ‘大正4, p. 158c 「大愛道。多有善意。佛初生時。乃自育養。至于長大。」、『大愛道比丘尼經』卷上, 大正24, p. 946c 「大愛道。多有善意於佛。佛初生時乃自育養至于長大。」
- 13) 四沙門果とは、小乗における悟りの結果（見道以後の証果）の四段階。すなわち、須陀洹果（預流果）、斯陀含果（一來果）、阿那含果（不還果）、阿羅漢果（無學果）を言う。Vinayaṭṭaka, Vol. II, p. 254 “bhabbo Ānanda mātugāmo tathāgatappavedite dhammavinaye agārasmā anagāriyam pabbajitvā sotāpattiphalam pi sakadāgāṃpalam pi anāgāṃpalam pi arahattampi sacchikātun ti.” 『四分律』卷48, 大正22, p. 923a 「阿難白佛。女人於佛法中出家受戒。可得須陀洹果乃至阿羅漢果不」, 『五分律』卷29, 大正22, p. 185c 「阿難復白佛言。若女人出家受具足戒。能得沙門四道果不。」, 『有部律』卷30, 大正24, p. 350c 「白佛言。世尊。頗有女人。於佛善說法律中。出家近圓成苾芻尼。堅修梵行証得第四沙門果不。」, 『毘尼母經』卷1, 大正24, p. 803b 「女人於佛法中修梵行得四果不。」, 『中阿含經』卷28, 大正1, p. 605b 「世尊。女人可得第四沙門果耶。」, 『中本起經』卷下, 大正4, p. 158b 「我從佛聞。女人精進可得沙門四道。」, 『大愛道比丘尼經』卷上, 大正24, p. 906b 「我從佛聞。母人精進可得沙門四道。」
- 14) 『中阿含經』卷28, 大正1, p. 605a 「世尊。女人可得第四沙門果耶。因此故女人於此正法律中。至信捨家無家學道耶。」, 『有部律』卷29, 大正24, p. 350b, 『中本起經』卷下, 大正4, p. 158a, 『大愛道比丘尼經』卷上, 大正24, p. 945c-946a
- 15) 『有部律』卷29, 大正24, p. 350c 「若聽女人出家損壞正法。不得久住速急滅盡。」, 『毘尼母經』卷1, 大正24, p. 803b 「出家法中若有女人必壞正法不得久住。」, 『中阿含經』卷28, 大正1, p. 605c 「清淨梵行不得久住。」, 『中本起經』卷下, 大正4, p. 158c 「清淨梵行不得久住。」, 『大愛道比丘尼經』卷上, 大正24, p. 946 「清淨梵行不得久住也。」, 『瞿曇彌記果經』大正1, p. 856c 「梵行者不得久存。」
- 16) Vinayaṭṭaka, Vol. II, p. 256 “seyyathāpi Ānanda puriso mahato taḷākassa paṭigacc’ eva ālim bandheyya yāvad eva udakassa anatikkamanāya, evam eva kho Ānanda mayā paṭigacc’ eva bhikkhunīnaṃ aṭṭha garudhammā paññattā

yāvajīvaṃ anatikkamanīyā' ti.”

- 17) 『四分律』卷48, 大正22, p. 923b 「譬如有人於大水上安橋梁而渡。」
- 18) 『毘尼母經』卷1, 大正24, p. 803b 「如人欲渡水造橋船。後時雖有大水必能得。」
- 19) 『中本起經』卷下, 大正4, p. 158c 「譬如防水。善治堤塘。勿漏而已。」, 『大愛道比丘尼經』卷上, 大正24, p. 946b 「譬如防水善治堤塘。勿令漏溢。」
- 20) 『中阿含經』卷28, 大正1, p. 606a 「猶如魚師及魚師弟子深水作塢。為守護水不令流出。」, 『有部律』卷29, 大正24, p. 350c 「我此所制如種田人。夏末秋初河渠之処。堅修隄堰不使水流。灌溉田苗隨処充足。」
- 21) 比丘尼の五種受具とは師法受具, 白四羯磨受具, 遣使受具, 善來比丘尼受具, 上受具を言う。
- 22) 『中本起經』卷下, 大正4, p. 159a 「假令大愛道。審能持此八敬法者。聽為沙門……爾時大愛道。便受大戒。」, 『大愛道比丘尼經』卷上, 大正24, pp. 946c-947a 「假令大愛道。審能持此八敬法者。聽為沙門……爾時仏便授大愛道十戒為沙弥尼。」
- 23) Vinayapiṭaka, Vol. II, p. 257-258, 『五分律』卷29, 大正22, p. 186a, 『有部律』卷30, 大正24, p. 352a, 『中阿含經』卷28, 大正1, pp. 606c-607b, 『中本起經』卷下, 大正4, p. 159a-b。
- 24) 『中本起經』卷下, 大正4, p. 159a 「大愛道比丘尼言。是諸長老比丘尼。皆久修梵行。且已見諦。云何當使為新受大戒幼少比丘僧作礼。」
- 25) 『五分律』卷29, 大正22, p. 186a 「仏之正法住世千歳。今聽出家則減五百年。」, 『有部律』卷30, 大正24, p. 352a 「若其女人不出家者。我之經法滿一千年。具足清淨無諸染汚。由出家故減五百年。」, 『中阿含經』卷29, 大正1, p. 607b 「正法當住千年。今失五百歳。余有五百年。」, 『中本起經』卷下, 大正4, p. 159b 「仏之正法。當千歳興盛。以女人作沙門故。使我法五百歳。」
- 26) Vinayapiṭaka, Vol. II, p. 258 “ime hi nāma Ānanda aññatitthiyā durakkāta-adhammā mātuḡāmassa abhivādanaṃ paccuṭṭhānaṃ añjalikammaṃ sāmīcikkammaṃ na karissanti, kim añña pana tathāgato anujānissati mātuḡāmassa abhivādanaṃ paccuṭṭhānaṃ añjalikammaṃ sāmīcikkammaṃ ti.”
- 27) 前注(23) 参照。
- 28) Vinayapiṭaka, Vol. II, p. 256 “vassasahassaṃ saddhammo tiṭṭheyye. …… vassasatāni saddhammo thassati.”, 『四分律』卷48, 大正22, p. 923c 「仏法當得久住五百歳。」, 『毘尼母經』卷1, 大正24, p. 803b 「後當減吾五百世正法。」
- 29) 前注(14) 参照。
- 30) 『五分律』卷29, 大正22, 186a, 『中阿含經』卷29, 大正1, 607b, 『中本起經』卷下, 大正4, p. 159b。
- 31) Vinayapiṭaka, Vol. II, p. 255, 『四分律』卷48, 大正22, p. 923a-b, 『五分律』卷

- 29, 大正22, p. 185c, 『僧祇律』卷30, 大正22, pp. 471a-476b, 『十誦律』卷47, 大正23, p. 345c, 『有部律』卷29, 大正24, p. 351a, 『明了論』, 大正24, p. 670c, 『中阿含經』卷28, 大正1, p. 606a, 『中本起經』卷下, 大正4, pp. 158c-159a, 『大愛道比丘尼經』卷上 ‘大正24, p. 946b-c
- 32) Vinayapiṭaka, Vol. II, p. 255 “vassasatupasampannāya bhikkhuniyā tadahupasampannassa bhikkhuno abhivādanam paccuṭṭhānam añjalikammaṃ sāmīcikkammaṃ kātabbam; ayam pi dhammo sakkatvā garukatvā mānetvā pūjetvā yāvajīvam anatikkamaniyo.”
- 33) Vinayapitaka, Vol. II, p. 255 “anvaddhamāsaṃ bhikkhuniyā bhikkhusaṃghato dve dhammā paccāsiṃsitabbā uposathapucchakañ ca ovādūpasamkamañ ca; ayam pi dhammo……anatikkamaniyo.”
- 34) 『中本起經』卷下, 大正4, p. 158c 「比丘持戒。半月以上。比丘尼当礼事之。」, 『大愛道比丘尼經』卷上, 大正24, p. 946c
- 35) Vinayapiṭaka, 同上, “garudhammaṃ ajjhāpannāya bhikkhuniyā ubhatoṣaṃghe pakkhamānattaṃ caritabbam: ayam pi……anatikkamaniyo.”
- 36) 『中本起經』卷下, 大正4, p. 158c 「比丘尼自未得道。若犯法律之戒。当半月詣衆僧中自首過懺悔。」, 『大愛道比丘尼經』卷上, 大正24, p. 946c
- 37) Vinayapiṭaka. 同上, “vassaṃ vutthāya bhikkhuniyā ubhatoṣaṃghe tihi ṭhānebi pavāretabbam diṭṭhena vā sutena vā parisañkāya vā; ayam pi dhammo……anatikkamaniyo.”
- 38) 『中本起經』同上, 「三月止一處。自相檢校。所聞所見。当自省察。」, 『大愛道比丘尼經』同上。
- 39) Vinayapiṭaka, 同上, “dve vassāni chasu dhammesu sikkhitasikkhāya sikkhamānāya ubhatoṣaṃghe upasampadā pariyesitabbā; ayam pi……anatikkamaniyo.”
- 40) 『中本起經』同上, 「比丘持大戒。女人比丘尼。当從受正法。」, 『大愛道比丘尼經』同上,
- 41) Vinayapiṭaka, 同上, “na bhikkhuniyā kenaci pariyāyena bhikkhu akkositabbo paribhāsitabbo; ayam pi……anatikkamaniyo.”
- 42) 『Vinayapiṭaka』同上, 「ajjatagge ovaṭobhikkhunīnaṃ bhikkhūsu vacanapatho, anovaṭo bhikkhūnaṃ bhikkunīsu vacanapatho; ayam pi……anatikkamaniyo.」
- 43) Vinayapiṭaka, 同上 “na bhikkhuniyā abhikkhuke āvāse vassaṃ vasitabbam; ayam pi dhammo……anatikkamaniyo.”
- 44) 『中本起經』同上, 「比丘僧比丘尼。不得相与並居同止。」, 『大愛道比丘尼經』同上。
- 45) 『十誦律』卷47, 大正23, p. 345c 「比丘尼語比丘言。聽我問修多羅毘尼阿毘曇。比丘聽者應問。若不聽者不得問。」

- 46) 『僧祇律』卷30, 大正22, p. 475a 「不先受食床褥。」
- 47) 平川彰, 『原始仏教の研究』 p. 522 春秋社, 1964年
- 48) 平川彰, 『律蔵の研究』, p. 575
- 49) 長崎亮寛 「Mahāpajāpatī-Gotamī 比丘尼の出家具足に関する一考察」, 『印度学仏教学研究』 26-2, p. 656, 1978年
- 50) 平川彰, 『原始仏教の研究』 p. 522
- 51) 梶山雄一 『空の思想』, p. 202, 人文書院, 1983
- 52) 梶山雄一氏は上記の記述に続いて, ホーナー女史の「この規定は, 女性をその分に安じさせるための打算的な規定というよりは, 世間に広まっている旧来の伝統の産物である」との説を引用し, それに賛同しておられる(梶山雄一 『空の思想』 pp. 202-203) が, 氏だけでなく多くの仏教者がこの見方を持っておられる。
- 53) 田上太秀氏は著書の『仏教と性差別』(東書選書, 1992年)の中で, 八敬法制定の記述に対して次のように述べておられる。「男僧たちが出家の生活に入ったことは, すべての世俗的雑事から逃れることであったが, そのなかでもっとも重きをおいたのは女性からの逃避であったわけで, その修行の最大の邪魔者, 修行生活で忌避すべきものであった女性と肩を並べて修行するという事態になったことは, 大きな戸惑いであり, 対処に困惑したのであろう。そこで尼僧の誕生によって, それまで考えられないことが生じることをおそれて, 尼僧教団設立にあたって尼僧に対する八つの条件が掲げられたと文献は伝える」(p. 82) と。八敬法の資料による限り, 八敬法が比丘たちによって掲げられたかのような記述はどこにも見えない。氏は正法減少説に対しては, 経典編纂の時に「おそらく男僧たちが自分たちの本心をこのように釈尊に言わせたもの」(p. 81) であろうとされる。また比丘より比丘尼の戒律が厳しいことは, 「男僧たちが家庭の崩壊を恐れて, 故意に戒律を厳しくして女性の人門を押えようとしたのではないか」(p. 86) とし, いずれも比丘たちによってそれらの記述が作られたかのように述べられている。もし八敬法のように, 多くの原始経典に共通の記録が残されているのを, 当時あるいは後世の比丘たちによって作られたものとするならば, 我々が仏説として信じられるのは皆無に近いだろう。氏のような解釈こそ多くの仏教徒に大きな戸惑いを与えるのではなからうか。